

論 説

中国における刑務所⁽¹⁾の矯正実践の あり方と問題点

蘇 明 月*

はじめに

- 一 刑務所の機能と矯正効果
 - 二 矯正の方法と再犯
 - 三 刑務所での生活と社会復帰
 - 四 法制度の構築と犯罪者処遇
- おわりに

はじめに

清末民初の法思想家である沈家本は、「刑務所は国家の文明の程度を測る鏡である。」と述べていた⁽²⁾。まさに、刑務所はその国家の法制度と社会状況を映す鏡である。1980年代、中国には国際的に先進的水準を持つと思われる2つの司法制度が行われた。そのうちの 하나가、中国刑務所制度・受刑者労働改造制度⁽³⁾である⁽⁴⁾。かつて、米国の司法関係者は、中国の再

-
- (1) 中国では、自由刑受刑者を収容する施設を「監獄」と呼び、未決拘禁者を収容する施設を「看守所」と呼ぶ。「刑務所」という用語はない。本稿では、自由刑受刑者を収容する施設として、日本において定義されるところの「刑務所」という用語で、表現を統一することにする。

* 早稲田大学比較法研究所外国人研究員。

- (2) 沈家本「上奏：監獄の改良にあたって注意すべき四事項」, 薛梅卿, 「清末・民国初期の監獄改良に関する特別号」中国監獄学会, 1997. 26頁。

- (3) 中国では、かつて、行刑が「労働改造」と呼ばれるように、強制労働（つま

犯率が2%—3%にとどまっている理由について関心をもっていたことがあった。それは、米国の再犯率が60%—70%以上であったからである⁽⁵⁾。しかし、90年代以来、中国の再犯率は絶えず上昇続けている。中国司法部の統計資料（1986—1996年）によると、1990年に全国の刑務所に監禁中の受刑者は約125万1千人で、3年間に2度以上刑罰を課された者は106,951人であり、その比率は8.55%であった。1996年には監禁中の受刑者は約141万7千人で、3年間に2度以上刑罰を課された者は157,373人であり、その比率は11.1%となった⁽⁶⁾。もちろん、再犯率は刑務所矯正効果を判定する唯一の指標ではなく、また再犯の原因は身体的・精神的・社会的諸条件の各要素と複雑に関わっているが、その中でも刑務所での生活が再犯に与える影響は無視できない。それは、刑務所の矯正が成功すれば再犯防止に対して有効な施策となるが、刑務所管理制度上の欠陥は、むしろ再犯をもたらす大きな原因の一つとなるからである。

そこで、受刑者に対して実施した調査結果などを用いながら、中国の刑務所における受刑者処遇のあり方について検討を試みる。

一 刑務所の機能と矯正効果

中国の刑務所は受刑者に対する矯正処遇を行うという側面を持ちなが

り刑務作業）が行刑の基本中の基本であった。しかし、この20年間、市場経済の導入などの社会へ変革の中で、「労働改造」という用語そのものが1994年の現行監獄法の制定により廃止され、従来の行刑制度が再検討されている。労働より文化教育の方を強調するようになっている。

王雲海、「刑務作業の比較研究——中国、米国、日本」信山社、2001. 11-13頁。

(4) もう一つは刑事和解制度である。

(5) 張紹彦、「現実の苦難と理性の選択——中国刑務所へ21世紀の実践の基礎と観念の変革」, 陳興良, 「刑事法評論（第4巻）」北京：中国政法大学出版社, 1999. 407頁。

(6) 李均仁「観念の転換——再犯の防止について」犯罪と改造研究 1998（5）。

ら、国有企業として、企業活動を行うという側面も持っているのが特徴である。たとえば、筆者が調査した北方のある省の刑務所は、刑務所であると同時に、国有企業として塩の生産を行っていた。中国では、「矯正第一、生産第二」というスローガンが刑務所の方針として30年間にわたって実行されていた。その結果、受刑者の更生が図られると同時に、一定の経済生産の役割も果たす、という2つの効果が期待されている。ただ、この刑務所の機能の二重性は、かつての計画経済体制の下では大きな効果を発揮したが、現在の市場経済の条件の下において、このような二重性は多くの弊害を誘発するものであること、すなわち刑務所と企業活動とは多くの側面で相容れないものであることが露呈するようになったのである。

ここで若干この二つの機能について分析してみると、まず、刑務所の目的は言うまでもなく受刑者の処罰と更生である。これに対して企業の目的は、最大利潤の追求ということになる。この違いは評定の面でも、管理の面でも顕著な差として現れてくる。すなわち、評定の側面に関しては、刑務所では、受刑者の個々の能力の違いを重視せずに、統一的・脱個性的な扱いをするが、これに対して企業では、個人の特性に応じた対応によりその能力を発揮させることが重要となる。管理面では、刑務所は高圧的・統一的・集中的に管理しているが、企業では柔軟な自主的管理を必要とする⁽⁷⁾。次に、このような刑務所と企業の目的の違いは、矯正と生産の対立の形で表面化することとなっている。すなわち、刑務所は収入源を確保するため、その活動の重点を、生産に置かざるを得ない。そのため、刑務官の役割は、監督・教育・矯正の責任者から生産現場の刑務作業の責任者へとかわり、結果として矯正の効果は弱まるか、あるいは軽視されることとなった。

刑務所は受刑者を善良な国民として社会に復帰させるために、刑罰の執行と犯罪者の矯正を行うのであり、それこそが刑務所自身が追求すべき

(7) 張晶、「中国刑務所の制度——評価と改良」陳興良、「刑事法評論」2001. 621頁。

本来の目的である。しかし現在の刑務所はすでに述べたように企業的な性質を強く持つようになってきている。刑務所が行刑法規に則り、受刑者を更生させて、社会に復帰させ、法律を守る公民とすることを目的とするのに対して、企業は市場ルールに従って最大の利潤を求めることを目的とする。

以上のような事実から考えれば、このように目的の異なる二つの組織を同一軌道上で運営させることは、困難であるといわざるをえない。もしそれでもあえて無理やり両者の統一化を図ろうとするならば、企業活動の側面において、その運営システムの硬直化により効率的運営に支障をきたし、行刑活動の側面では営利追求の影響で教育・改善効果が低下するとともに、次第に組織的腐敗への道を辿ることになる⁽⁸⁾。この点においては、「刑務所が本来的に有すべき機能というのは、受刑者の改善更生のみである。しかし、そうあるべきではあっても、企業活動がもたらす利潤への誘惑を断ち切り、本来のあるべき姿を崩さないというようなことがどうして可能となるであろうか。」⁽⁹⁾との指摘があるが、これに筆者も同感する。実際、刑務所の活動においては、企業生産の側面からの圧力が増加し、犯罪矯正へのマイナス面が顕著となっている。刑務所では刑務所の行刑活動が優先するという原則をもう一度、明確にしなければならないと思われる。

そこで、筆者は次章において、再犯の防止に資するための矯正の方法と目的について分析することにより、中国の刑務所における矯正活動のあるべき姿について明らかにしたいと考える。

(8) 「新世紀中国刑務所の位置付けの問題について——21世紀の中国刑務所の位置付けの問題のシンポジウムの実録」, 犯罪と改造研究 1999 (5)。

(9) 張紹彦, 「現実の苦難と理性の選択——中国刑務所へ21世紀の実践の基礎と観念の変革」, 陳興良, 「刑事法評論 (第4巻)」北京: 中国政法大学出版社, 1999. 412頁。

二 矯正の方法と再犯

近代の刑罰の観念は応報刑罰から教育刑罰，すなわち犯罪者の矯正に移ってきた。そこでは，犯罪者を順調に社会に戻すこと（社会復帰 rehabilitation）こそが矯正の内実であると考えられ，その実現にともなって矯正刑罰が一層重視されることとなった。中国の刑務所では現在，次のような矯正方法を実施している。①「強制労働」②「思想教育感化」③「文化技能教育」である。そして，心理矯正と各賞罰措置を補助的位置においている⁽¹⁰⁾。中国では建国以来，主に強制労働と教育改造を柱とした矯正方法をとっており，そこに監獄政策が少しずつ積み重ねられることによって，現在の制度が形成されてきたのである。そして2つの柱のうち改造の核心部分を占めて来たのは強制労働⁽¹¹⁾であった。さて，この強制労働は受刑者の矯正に対してどのような役割を果たしてきたのであろうか。2001年に中国のある刑務所で300人の受刑者を対象に筆者が行った調査によれば，受刑者自身はこのように答えている。刑務所の強制労働が思想の転換に①とても大きく作用した…68.1%②どちらとも言えない…19.1% ③あまり効果がなかった…12.8%という結果が示された。個人インタビューで，ある受刑者は「後で罪を犯した時に，刑務所での強制労働の体験を思い出して本当にためらった。刑務所の中で最も辛いことのひとつは自由がないこと，もうひとつは強制労働である」と答えた。

確かに刑罰は懲罰的であり，社会からの否定的反応を背景にして国家が

(10) 金鑑，「監獄学総論」北京：法律出版社，1997. 566-699頁。

(11) 1951年に毛沢東は，《第3回全国公安会議決議》を審査許可した際，次のような指示がなされた。「長期懲役刑を科された犯罪者は大きな労働力である。刑務所において，このような反革命分子を無為に留めておいてはならない。彼らをして，直ちに，そして必ず労働改造に着手させなければならない。それは，厳しく彼らを更生する必要があるだけでなく，同時に刑務所の維持のためでもある」と。

科すところの応報的な不利益処分である。だからこそ、刑罰が直接犯罪者に与える影響は大きい。そして、刑罰の持つ苦痛を体得するとき、はじめて刑罰本来の効果を得ることができるといわれる。「近代的な刑罰の要求の下では体刑・流刑などの非人道的な措置は許されないことは当然である。そこで大部分の国家は、体力を消耗し、受刑者に苦痛を感じさせる労働などの方法を選んだ。」「刑務作業は一種の強制される行為として、受刑者を刑罰と結びつけ、受刑者に刑罰を感じさせ、ひいては刑罰の重みを体得させる意味をもつ。」これが近代的な刑務作業の存在根拠であり、受刑者に労働をさせる根本的な価値意識の所在である⁽¹²⁾。

刑務作業は当然、刑罰性だけに限るものではない。人の本性と功利性に着眼するべきである。刑務所の矯正は受刑者自身が悪を改め、善に従って自己矯正することを必要とする。それによって順調に社会に戻り、社会に適応して“法律を守る公民”になることが期待されている。そのためにあるのが強制労働である。強制労働は思想教育・文化学習と結合し、受刑者に労働技能を身につけさせ、あわせて科学技術の知識その他の関連知識を習得させることによって、受刑者の社会復帰の基礎を築くことにつながるのである。

一方、中国の受刑者の平均的文化・教育程度は社会の平均の教育水準よりはるかに低い。現在の受刑者は刑務所に入る前に、多数が非識字者、識字数が少ない者あるいは初級中学以下の文化・教育程度である⁽¹³⁾。筆者の調査した刑務所では、小学校で勉強したことがない犯罪者は7.8%を占め、小学校卒の者は21.9%、中学校卒47.9%、高校卒13%、中等専門学校卒が5.2%、大学と大学以上は4.2%であった。このような受刑者にとって、最も重要なことは、文化知識の教育、特に法律知識の教育および普及である。彼らに知識を教え、社会に適合する能力を育成することが肝要で

(12) 張紹彦、「中国刑務所の改革についての議論」北京市政法管理幹部学院学報。2001。

(13) 金鑑、「監獄学総論」北京：法律出版社，1997。496頁。

ある。中国の刑務所の教育内容は主に受刑者の実際の文化・教育程度によって、一般に、①非識字者の教育②初級中等教育③高級中等教育④専門の技能教育に分けられる。教育は刑務官が担当しているが、他方で条件を満たす受刑者にも教科の教師として教えさせている。受刑者を教師とすることは一方で、受刑者のなかの人材を利用し、広く社会から専任の教師をもとめる費用を削減することができる。換言すればそれは、刑の執行の経済性を考慮することでもある。他方では、受刑者の文化教育の受けやすさを考えてのことでもある。受けやすさというのは、専任の教師の場合は、教育者と教育を受ける者との間の法律上の地位に違いがあるが、受刑者が教師となる場合はそれが取り除かれるということである。その結果、強制の要素が弱まり、両者の交流も生じやすくなると考えられるのである⁽¹⁴⁾。

海外の刑務所の文化教育の経験を見てみると、刑務所での文化技能教育が社会教育と繋がっていることがわかる。例えば、日本の教育部門は刑務所が処遇計画を制定することを支援している。刑務所は近く教育機関の協力を仰いで刑務所に教員を派遣してもらう。松本少年刑務所などでは、地元中学校の分校を設け、全国の義務教育未修の受刑者の中から適格者を集めて教育を行っており、卒業証書が授与されている。また、盛岡、松本及び奈良の各少年刑務所においては、地元県立高校の協力を得て、高校の通信制課程を受講させている。川越少年刑務所等においては、意欲のある受刑者に高等学校卒業程度の認定試験の受験指導を行い、受験の便宜も図っている。そして、受刑者に対し、職業に必要な技能を習得させ、または既に習得した技能を向上させる目的で、職業訓練も実施されている。職業訓練を修了すれば、溶接技能者、電気工事士、自動車整備士等の資格又は免許を取得できる⁽¹⁵⁾。中国ではこのような協力体制がまだ確立していないが、いくつかの刑務所で発行している教育関係の証書はすでに社会で認

(14) 武延平、徐久生。「国内外の監獄法の比較的研究」, 北京：中国政法大学出版社, 1999. 242頁。

(15) 「犯罪白書（平成17年版）」 法務省法務総合研究所 107-108頁。

められるものとなっている。中国監獄法第63条では「刑務所は異なった状況によって、受刑者に対して非識字者教育、初等教育と初級中等教育を行う。試験に合格した場合は教育部門から相応する学業の証明書を発行する。」と規定されており、刑務所において社会的に認証される証書を取得できることは、受刑者にはとても喜ばしいことと受け止められている。これにより、受刑者の学習意欲が高められ、社会復帰にも役立っている。

このように、中国においては矯正における学歴の取得が奨励されているものの、諸外国においてみられるような出所後の生活の基礎となる技能の取得のための措置が今後求められていくものと考えられる。

三 刑務所での生活と社会復帰

社会学の視点からいえば、人類は個人として生まれてから絶えず社会のルールや価値を習得することにより、「生物としてのヒト」から「社会的存在としての人」へと転換する。しかし、犯罪者はこの過程の中で、次第に社会のルールと価値観に反する人格、言い換えれば、即ち「反社会性」を形成してしまったのである。刑務所が刑を執行する目的は、犯罪者の反社会性を矯正するところにある。その内容は、彼等の思想と習慣を社会のルールと価値により受け入れられるようなものにすること、そして彼らを法律を遵守する公民に育てることである。そのためには、刑務所で矯正を受ける過程の中で、刑務所に適応し、その規則正しい生活に順応することにより、一般社会の文化に溶け込めるようになることが受刑者に必要である⁽¹⁶⁾。

しかし、このような思想のもとに刑務所の生活に対する順応を要求したことによって、結果として受刑者を外部の社会生活から隔絶させ、自分たちの独特な文化集団を形成させるに至っているのが現状である。それは犯

(16) 竹之節、「犯罪者の監獄化」北京：中国政法大学出版社，1995。

罪者が社会の正常な生活に戻ることをより困難にするものである。閉鎖式の刑務所の最大の特徴は、秩序をもとめるかわりに、自由がないことである。厳しい規則と時間に縛られたエリアの中に、受刑者の日常生活は制限される。これは、外の社会の自由で自主的かつ革新的な生活とは完全に異なる生活を強いることになる。米国イリノイ州矯正局元局長のチャールズ・ルーは「ある者が何年も連続して1つの高度に安全な刑務所の中で暮らし、いつ就寝すべきか、いつ起きるか、毎日、毎分何をするかを指示されて生活した後で、いきなり街頭へ投げ出されたような場合、それで彼が模範的な公民になるなどと期待することは、明らかに根も葉もない話であると思う。」⁽¹⁷⁾と述べている。受刑者は刑務所での生活を通して、組織内での人間関係を徐々に形成し、監獄文化をも受け入れていく場合には、受刑者集団の中で一定の権利と地位を獲得することができるようになる。そうでなければ受刑者集団から排斥される。刑務所にいる集団はすべて犯罪者だ、ということである。そのため、獄中における受刑者の間の交流は受刑者、特に新受刑者に対し、道徳的観念のさらなる低下を招き、清い心や潔さあるいは恥を知る心などの衰退をもたらす。これにより、刑務所の矯正教育の効果が大きく損なわれることになる。

中国の刑務所は窮迫で慢性的な予算不足に陥っている。そのため刑務所内の監視体制、警備力不足の問題が生じている。その結果として、現状では、受刑者を利用して受刑者を管理するほかないと考えられている。つまり受刑者の中から矯正成績がよくて面倒見の良い受刑者を選び、刑務官に協力させて受刑者を管理することとしているのである。また、刑務作業をするとき、何人かが1組となって相互に管理監督することも行われている。確かに、これらの方法により、警備力不足の問題をある程度緩和できる。しかし、この方法は、刑務所内において受刑者間の特殊な人間関係の形成を促進することとなり、社会一般における正常な人間関係とは遠くか

(17) [米] クレメンス・バトラース、「犯罪者矯正の概述」北京：大衆出版社、1987. 113頁。

け離れたものとなる。このような閉鎖式の刑務所生活は正常な一般社会生活との隔たりが大きく、刑務所の矯正効果にマイナスの影響を与えている。長期間、正常な社会生活から遠く離れた人を突然社会に戻しても、一般の社会生活に適応することは困難である。米国シカゴ大学のモーリス教授の指摘のとおり、自由刑は恐らく人類社会が受刑者に対して行ういわば、追放行為である。受刑者は普通の社会の条件に比べて一層劣悪なエリアに追いやられ、しかもこの一層劣悪なエリアから再び社会に帰ってこなければならぬのである。これは一種の奇怪で無益な放逐である⁽¹⁸⁾。なぜなら受刑者として追い払われると、意義ある生活を送れないだけでなく、その上、外部の社会との連絡も断ち切られてしまう。これでは心理面でも、社会性の面でも受刑者に大きいダメージを負わせてしまい、再度の社会復帰はより困難となる。

このような問題は、統計数値からも確認できる。以下に示した天津社会科学院法学所が調査した天津市における犯罪統計資料によると、犯罪者は刑期満了して釈放された1年の間の再犯⁽¹⁹⁾率が一番高くなっている⁽²⁰⁾。

(18) [台湾] 張甘妹, 「刑事政策」 台湾人民出版社, 1979. 282頁。

(19) 1979年刑法61条 有期懲役以上に処せられた犯罪者は、その執行を終わった日またはその執行の免除を得た日から三年以内にさらに罪を犯した場合において、その者を有期懲役以上の刑に処すべき時、その者を累犯という。その者が犯した罪をより重く処罰しなければならない。但し、過失犯を除く。

1997年現行刑法65条 有期懲役以上に処せられた犯罪者は、その執行を終わった日またはその執行の免除を得た日から五年以内にさらに罪を犯した場合において、その者を有期懲役以上の刑に処すべき時、その者を累犯という。その者が犯した罪をより重く処罰しなければならない。但し、過失犯を除く。

刑法の改正およびその関連の法規の廃止によって、再犯の定義について、権威がある説明がなされておらず、本文において、使われた統計のデータは二回および二回以上の刑罰に処せられた犯罪者を基準にしており、但し、犯罪者が最後に受けた刑罰は懲役刑に限る。

(20) 王志強, 「社会発展に関する再犯における実証研究」 社会公共安全研究 2002 (9)。

刑期満了後から 次の犯罪までの 期間	再犯の年別構成比の推移			
	1990年	1996年	1999年	2000年
1年以内	30.6%	23.2%	25.7%	44.1%
1—2年	21%	14.8%	17.9%	16.9%
2—3年	10.9%	13.4%	14.7%	15.3%
3—4年	12.2%	6.7%	9.8%	6.8%
5—6年	5.2%	7.5%	3.9%	6.8%
6—7年	3.5%	3.9%	3.3%	0
7—8年	3.1%	3.4%	3.3%	1.7%
8—9年	1.5%	3.1%	2%	0
9—10年	0.6%	4.4%	1.6%	1.7%
10年以上	3.5%	10.9%	12.3%	6.7%

筆者が、刑期満了して釈放された最初の一年において、再び罪を犯した120名の再犯者の中の94人（70.8%）に対して行なったアンケートでも、彼らが社会に適応できず、常に思い通りに行かず、不本意だと感じていたことが確認されている。

それではどうすれば受刑者の刑務所の生活と社会復帰との矛盾を緩和できるのか。例えば、日本の刑務所制度にみられるような制限の緩和、優遇措置の制度と仮釈放の拡大適用⁽²¹⁾が参考になるであろう。中国の刑務所の実行する賞罰措置は行政と法律の2種類である。受刑者の矯正成績がよくても、刑務所はその職権の範囲内でしか表彰できない。つまり功績を記録するだけである。受刑者の刑の執行等にも実質的な影響がない。これに反して受刑者が規則違反した場合、その処罰措置は警告、過失の記録、禁閉（閉居罰）である。これらは減刑や仮釈放の可能性がない受刑者にとってはあまり影響がない。

(21) 中国での仮釈放率は約2%である。「新世紀中国刑務所の位置付けの問題について——21世紀の中国刑務所の位置付けの問題のシンポジウムの実録」, 犯罪と改造研究 1999 (5)。

これに対して、制限の緩和と優遇措置の制度では自由刑の弾力性を利用し、刑務所の表門を開ける鍵を受刑者に手渡す。これにより受刑者に自発性や自律性を身につけさせる、又は改善更生に向けた意欲を喚起することが可能となる⁽²²⁾。同時に、制限の緩和、優遇措置の制度と仮釈放の拡大適用は、刑務所と正常な社会生活の距離を縮小し、犯罪者の社会復帰のために一つの緩衝帯となるべきエリアをとることにより、受刑者の順調な社会生活への適応と再犯の防止に資する。これは中国が大いに参考にするべき事柄であると考ええる。

四 法制度の構築と犯罪者処遇

中国では1994年に監獄法が公布施行されているが、当該法規の付属法令たる監獄法の実施細則はまだ制定されていない。つまり、中国では現在、刑務所行政の執行規範としては監獄法しかなく、中国の刑務所での具体的な活動は、主に「運用政策」（それぞれの地域・部署における内部規則を含んでいる）に基づいて行われている。これにより、中国の関連法制度の欠如と不足を補っているのだが、「政策」は法律とは異なる。「政策」は柔軟で変更が容易であり、甚だしきに至っては時に朝令暮改ともなり、これでは安定性と厳格性に問題を生ずることになる。このような「政策」によって刑務所が運営されると、現場は混乱を生じることになりかねない。米国の著名な法律学者ボーデンハイマー（Edgar Bodenheimer）は「秩序は合理的かつ健全な法律の存在が前提である。」「もし正義の要求を満たすことができない法律制度であるならば、長期にわたり秩序と平和を提供する力がない」⁽²³⁾とするどく指摘した。即ち、法治社会の求める人道、人権、公正、民主、自由、平等、効率などはすべて刑務所を構成する理念体系の基

(22) 法務省矯正局。「矯正の現状」法曹時報 第58巻第10号。

(23) [米] ボーデンハイマー・鄧正来（訳）「法理学——法律の哲学と法律の方法」, 北京：中国政法大学出版社, 1999. 318頁。

礎として存在しているのであり、これらの刑務所の理念は、刑務所の行刑活動に対する制約であるとともに、刑務所の活動ひいては存在そのものの合理的な根拠でもある⁽²⁴⁾。それゆえ、刑務所がこのような理念体系から離脱すれば、社会が求める価値とのバランスを失うことになり、結果として、刑務所は合理的存在理由を喪失することになるのである。行政による、刑務所行刑活動に対する干渉が不公正な現象をもたらすならば、受刑者に対して、刑務所の厳肅性が否定されることになる。受刑者が厳しい矯正教育を受けているときに、その正義を疑うようになれば、矯正の効果は期待しえないであろう。

現在、中国の犯罪者の矯正に関する諸問題は、法律の空白部分で生じているだけではなく、法律が存在する場合にも、その法律の執行の場面において生じている。その一つに受刑者の不服申立の権利が行使しにくいことがあるのだが、不服申立の権利は中国の公民の保有する重要な法律上の権利である。受刑者にとって、この権利はとりわけ実質的な意義を持つ。中国監獄法第21条は、「受刑者は既に効力を生じた判決に不服がある場合不服を申し立てることができる。」と定めている。この権利の保障に関して監獄法では、刑務所は受刑者の不服申し立て・告訴に対して、調査すべき資料を直ちに当該調査部門に送付すべきであり、握りつぶしてはならないこと、さらに受刑者が刑務所の上級機関、司法機関に送付する郵便物は、検閲されないことが規定されている。そして人民検察院あるいは人民法院は直ちに処理しなければならないと定めている。実際に、刑務所内の適切な場所に受刑者が不服申立や告発を行うための箱が設けられ、不服申立の箱は刑務所に駐在する人民検察院の職員あるいは刑務所の紀律検査員が検査する。告発の箱は、刑務所の責任者あるいは刑務所の事務に関する部門の職員が検査する。

このように、監獄法などにより、受刑者の不服申立の権利が保障されて

(24) 張紹彦、「中国刑務所の改革についての議論」北京市政法管理幹部学院学報 2001。

いるが、このような処理方式では、あるべき規範から逸脱しがちになり、それに対して必要となる法律の監督による救済が及ばない。例えば、ある刑務所では、不服を申し立てる受刑者は自らの罪を認めず矯正を拒む者である、とみなし、その効果として、その受刑者には、今後減刑・仮釈放および表彰・功績の記録を与えず、また服役態度によって得られる奨励も得させないという処理が行われていた。この問題に対し、最高人民法院は、1997年10月28日の「減刑・仮釈放事案の処理において具体的に法律を適用する上での若干の問題に関する規定」の中で、その第1条において、「受刑者が刑罰の執行に際し不服等の申し立てをする場合は、法律に基づいてその申し立ての権利を保護し、受刑者の主張に対して具体的な状況をつぶさに分析しなければならない、一概に受刑者がすべての罪を認めないで矯正を受けないとみなさなければならない。」と定めた。しかしこの権利についての厳格かつ具体的な手続き規定および保障規定が十分ではないため、特に減刑や仮釈放の希望を抱いている受刑者は「冒険的」な申し立てをする勇気がなかなか持てないのが現状である。

受刑者が存分に自分の権利を訴えることができれば、受刑者自身の更生がますます困難になるであろう。中国の刑務所でもできるだけはやく刑務所の運営に対する第三者機関からのチェック体制を導入すべきであり、この点についても、諸外国において実施されている受刑者の不服申立制度を参考にすることができる。例えば、イギリスの「訪問者委員会」、ドイツの「施設審議会」、オランダの「刑務所監督委員会」などの組織である。日本においても、行刑改革の重大な柱の一つとして「透明性の確保」が強調されており、受刑者の不服を刑務所の外に伝達させる手段として、第三者による刑事施設視察委員会が設置される⁽²⁵⁾。刑務所の閉鎖性と人権侵害の救済のため、このような諸外国における制度を参考に、中国の現状に適合した外部監視体制が形成されるべきである、と考える。

(25) 岩井宜子、「刑事施設法改革と展望」 刑事法ジャーナル 2006 (5)。

おわりに

繰り返しになるが、本論文は、筆者の中国の刑務所における実地調査、および刑務所の受刑者及び刑務官との談話に基づいて行った研究である。現在、中国ではとりわけ、刑務所と企業機能の二つの結合による弊害がますます顕著になっている。さしあたり、刑務所の体制に関する問題について、2003年1月31日、国務院は「国務院による、司法部の監獄体制改革の試験的定点活動に関する指導意見を承認・再通達する通知」（以下「通知」と略す）を通達した。そこで、同通知により、刑務所体制における改革の試行が全国の黒龍江省、上海市、江西省、湖北省、陝西省、重慶市6つの省市で先行して始動された。その一年半後、刑務所体制における改革の試行地区は全国の14の省に拡大されることになった。それから、通知の主旨に基づいて、従来の刑務所体制について改革を行い、刑務所と企業の機能分離を実行することになった。既存の刑務官は刑務所の矯正及び管理、刑務所での受刑者の自営作業、刑務所体制と分離された工場への受刑者の移動、生産作業の監督についての責任を負う。分離された刑務所の工場では、刑務所の刑務官または中国司法関係部門から配置された警察官や公務員が、企業面での経済活動について管理を行う体制をとっていた。したがって、過去の刑務所が犯罪者の矯正と工場の企業経営に同時に携わることの窮地を回避することができると期待されている。

筆者は今回、改革試行に関わる刑務官の業務の実態についても調べることができた。新しい改革試行は法律上の根拠がなく、参考になる経験もない。だが事実上、刑務所と企業の分離は、刑務官の負担と経済的な圧力を削減するだけでなく、刑務官が犯罪者の精神的・身体的条件などの状況の観察に集中して矯正的な措置を適用し、彼らを社会に戻すことを援助することも可能にしている。しかし同時に、実践の中でいくつかの問題も起きている。

まず、刑務所の経費の保証については具体的な規定がない。刑務所の経費が地方政府の負担になっており、地方政府の予算の割り当てが非常に少なく、また実際に支払われる金額は予算よりもさらに少ない、場所によってはほとんど予算が支払われないところもあるため、実際には刑務所が生産活動により自らの経費を捻出しているという現状である。

次に、刑務所体制から分離された工場について、明確な位置づけがない。なお、刑務所の刑務官または中国司法関係部門から配置された刑務所工場の公務員の待遇についても明確な規定がない。実際には刑務所の工場に配置されることによって国家公務員の待遇及び身分の消失が起こりうる可能性があるという憂慮も少なくない。

また、工場作業の管理を担当する職員と刑務所に対する矯正の業務を分離することによって、刑務所工場の管理員には犯罪者の減刑、仮釈放、日常的な評価などの直接の権限がなくなる。それによって、刑務所の犯罪者が企業管理員の管理に従わなくなることが起こり、企業における生産の混乱を招いた、という自体も報告されている。

これらの問題を解決するには、法律規定の明確性とその確実な実行が不可欠である。監獄法は、刑法、刑事訴訟法などとともに、犯罪防止に関する法制として刑事政策上重要な地位を占めるものといわなければならない。然るに従来中国において監獄法が、ややもすれば刑法や刑事訴訟法に比べて重要性の低いものとして取り扱われていたことは甚だ遺憾である。しかし、行刑は、刑法と裁判に生命を与える⁽²⁶⁾ようなものである。現在、刑法、刑事訴訟法とリンクさせた新たな監獄法の草案が、学者の間ですでに数回にわたり討論・修正を経ている。これがいつ立法の日程に上がるかは未定であるが、今後この法律の制定が期待されている。

(26) 「刑法と裁判に生命を与えるものは行刑です」とは、日本の監獄法の起草者である小河滋次郎博士の言である。小川大郎、中尾文策、「行刑改革者たちの履歴書」 矯正協会昭和五十八年 109-130頁。